

○経済産業省告示第百六十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年八月十一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

本則第十九号中「第十二条第十一号ロ」を「第十二条第十一号」に改める。